

『波板』使用範囲一覧表

＜建築基準法(平成10年6月改正、平成12年6月施行)対応＞

分類		適応部位	防火・準防火地域	法22条指定地域	その他	
不燃性の物品を保管する倉庫等の屋根	<p>ポリカーボネート波板 (DW-0009)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【ご留意事項】 当協会・会員会社が上記に加えて個別に認定番号を取得していますので、お問合せの程お願いします。</p> </div>	スケート場、水泳場、 スポーツの練習場、 その他これに類する運動施設 その他これに類する運動施設 (日本建築行政会議HPより) ・テニス練習場 ・ゲートポール場 ・スポーツ専用で収納可燃物がほとんど無く、見通しの良い用途	屋根	延焼の恐れのある部分以外の部分	屋根以外の主要構造部を準不燃材料とする 面積の制限はなし	
		不燃性の物品を取り扱う荷捌き場、 その他これと同等以上に火災の発生の恐れ の少ない用途 その他これと同等以上に火災の発生の恐れ の少ない用途 (日本建築行政会議HPより) ・通路、アーケード、休憩場 ・十分に外気に開放された停留場、 自動車車庫(床面積 ≤ 30㎡)、 自転車置き場 ・機械製作工場				延焼の恐れのある部分
		畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場				
簡易な構造の建築物	<p>ポリカーボネート波板 (DW-0009)</p> <p>JIS K 6735 [建告1443号による]</p>	自動車・車庫(150㎡未満)	屋根・壁	延焼の恐れのある部分以外の部分	階数1 かつ 3000㎡以内まで可 (法84条の2、令136条9、10) ※建築物の部分にあつては、 準耐火構造の壁 又は 令126条の2 第二項に規定する防火設備 で区画する	
		スケート場、水泳場、スポーツの練習場、 その他これに類する運動施設				
		不燃性の物品の保管その他これと同等以上に 火災の発生の恐れのない用途				
		畜舎、堆肥舎、並びに水産物の増殖場及び養殖場			延焼の恐れのある部分	不可

(註) 【延焼のおそれのある部分】： 建築基準法 第2条の6 に規定されています。